

かたつむり山発電所（仮称）設置計画計画段階環境配慮書に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 事業実施想定区域は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく栗駒国定公園の特別地域に位置し、同区域及びその周辺にはブナ群落等の植生自然度の高い植生や森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく水源かん養保安林のほか、温泉等が存在する環境保全上重要な地域であることから、工事中及び供用後において、これら自然環境への影響を回避又は低減するよう配慮するとともに、事業計画について、引き続き地域住民、公園管理者、温泉利用者及び関係自治体等（以下「地域住民等」）に丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めること。
- (2) 今後の事業計画の検討に当たっては、地域住民等や専門家からの情報収集に努め、影響を受けるおそれのある環境要素について、影響の程度を必要に応じて調査及び予測し、その結果を総合的に評価した上で、事業の「位置・規模」及び「配置・構造」（以下「位置・規模等」という。）の決定に反映すること。
- (3) 事業者はこれまでの検討により、生産・還元基地の位置や管理用道路の配置を決定したとしているが、本配慮書においてはこれら検討の経緯が示されていないことから、方法書以降の図書の作成に当たっては、位置・規模等における環境保全の配慮に係る検討の経緯を可能な限り具体的に示すことにより、環境影響が事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されているか明らかにすること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び振動

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在することから、工事の実施に伴う騒音及び振動による生活環境への影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(2) 水質

施設の稼働に伴う排水については、処理後、全量を地下に還元する計画となっているが、事業実施想定区域周辺には複数の温泉利用施設が存在することから、本事業の実施に伴う水質への影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(3) 温泉

事業者によるこれまでの調査によれば、本事業の実施に伴う地熱流体の採取及

び熱水の還元による事業実施想定区域周辺の温泉への影響はないとしているが、本配慮書においては、具体的な調査の内容や結果が示されておらず、本事業の実施による温泉に対する影響を計画段階配慮事項として選定しないとした理由が明確となっていない。

このため、方法書以降の図書においては、これまでの調査・検討の経緯を可能な限り具体的に記載するとともに、必要に応じて追加的な調査を実施する等により、本事業の実施による温泉への影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(4) 動物

事業実施想定区域周辺ではクマタカやハチクマ等の営巣が確認されているほか、イヌワシの生息が確認されていることから、工事の実施によるこれら希少猛禽類への重大な影響が懸念される。

このため、現地調査の結果や専門家の助言等を踏まえ、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(5) 植物及び生態系

対象事業実施区域は、その全域が栗駒国定公園の特別地域に含まれるほか、当該区域の大部分が森林法に基づく水源かん養保安林に指定されているなど、自然環境保全上重要な地域である。また、本配慮書によると、発電所の管理用として新たに道路を新設する計画となっているが、当該道路の設置予定区域及びその周辺にはブナ群落等の植生自然度の高い植生、胸高直径 80cm 以上の大径木等が生育しており、本事業の実施によるこれら自然環境への重大な影響が懸念される。

このため、管理用道路を含む事業の位置・規模等の検討に当たっては、土地の改変を最低限に抑制すること等により、植物及び生態系への影響を回避又は低減するよう配慮すること。